

令和5年6月26日

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定
及びその実施に向けた検討論点案への意見について

～当部会の理念が反映する新グランドデザインの構築が急務と考える～

社会福祉法人清隆厚生会 理事長

（日本保育協会理事）

坂崎 隆浩

最初にこども家庭庁が創設され、こども基本法を踏まえた「幼児期までのこどもの育ち部会」の検討が着実に進まれていることに感謝申し上げます。

検討論点案の検討事項の論点案1ではこども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくこと、同論点案2では、保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要と書かれています。理念や考え方、施策の面においても、この部会の最終案が日本における子育て支援としての大きな転換を生むのは間違いないと考えます。

また、その方向性は6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」や同じく16日の「経済財政運営と改革の基本方針2023」とも連携しているものと考えます。

国の進める方向性が間違っているとは考えていません。

例えば、「こどもまん中社会」の実現について、量の拡大から「質の向上」へと政策の重点を移すこと、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後取り組むべき「こども・子育て支援の内容も変化する」とされており、その支援内容は「親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること」と記されています。また「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指していくとされています。

今秋、部会の案が示されると思いますが、実行していく保育現場の一人として懸念していることがあります。

包摂社会の中で、すべてのこども、多様化したニーズに応えるための「保育施設の在り方」と「運営費（公定価格）の在り方」を議論する必要があります。

部会が示す「こどもの育ち」を育む方向性を、果たして現行の保育制度で実現できるのか大きな不安があります。施策理念のみが先行し実務を担えきれないのではと考えています。現行の保育制度や運営費（公定価格）のままでは政策理念と現実にギャップが生まれると懸念します。

誰でも通園制度（仮称）や多様な支援ニーズ^{※1)}への対応などが現実化するのであれば、現行制度^{※2)}を、発想転換も視野に入れて抜本的に見直す必要があります。つまりは保育施設の新グランドデザインの構築が急務ではないかと考えます。

部会の皆様方と一緒に、こどもたちの今と未来を担っていくために、保育現場の改善も急務であることをお願いして、以下に私案として纏めた意見書を添付いたします。

- ※1) こども未来戦略方針では、社会的養護・ヤングケアラー、障害児支援、医療的ケア児支援、ひとり親家庭の自立支援についても明記され、特に「障害児支援、医療的ケア児支援については、保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされている。
- ※2) 同じくこども未来戦略方針では『園の運営費の基準となる公的価格の改善』について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進めるとしている。

（下記の文章は私的にまとめたものであり、日本保育協会とは直接関係のないものです。）

乳幼児教育施設における新グランドデザインを創設するにあたって

～すべてのこどものウェルビーイングを保障する時代に向けて～

社会福祉法人清隆厚生会
理事長 坂崎 隆浩

令和も5年目を迎え、この5月にコロナウィルスが第5類になった。感染者は決して少なくないが、平素の日常に戻りつつある。前年の令和4年は出生数が77万人となり戦後最小となり、「静かなる有事」はこども家庭庁の出現とともに少子化対策一色の状況となっている。

一方保育界を眺めてみると保育所と幼稚園を混合した認定こども園が1万ヶ所に近づき幼稚園の数を凌駕した。かつて「保育に欠ける」という条件付きの特別な言葉で保育をした、いわゆる3歳未満児保育も1・2歳児の就園率が5割をゆうに超え、家庭にいるこどもの割合の方が少なくなった(0～2歳児では6割が家庭での保育である)。

国は、就労条件に拘わらず、園に通っていないこどもを誰でも受け入れる仕組みの導入を検討している。いわゆる「保育を必要する」が全てのこどもの対象になってきた。待機児童対策は功を奏しては全国で3千人を切った。それでところか、全国の定員数に比して入園数は90%を切り、昨年春89%になった。大都市も含めて定員割れが顕著になってきた。現に統廃合や廃園している地域もある(保育所に定員の120%入っていた時代もあるが、今は地方では殆どない)。実際には地域のこどもが少なくなったにも関わらず園運営が出来ているのは、前述したように保育コストの高い未満児が近年多めに入園したことにより経営が成り立ってきた。しかしコロナウイルスの一因でもある出生数の低下と育児休業の延長等により、0歳児の入園は確実に減少している。令和6年度末で終わる待機児童対策を中心とした新子育て安心プランは来期で終了となり大きな転換期となると考えている。

こども家庭庁が出来るまでの議論として、虐待・貧困・障がい・外国籍のこどもについての課題があった。虐待死は就学前で令和3年時点80名になっている(内、0歳児は40名ほど亡くなっている)。貧困は7人に1人。どちらも無園児と呼ばれている未就園のこどもたちに、こども家庭庁と言う門戸を広げる要因の一つと考えられる。2022年の文科省調査では公立小中学校の通常学級で、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面に著しい困難があり「発達障害」の可能性のある子が小中学生8.8%いたとされている。これを保育施設で考えると、単純に100名定員の保育施設等で10名弱の可能性があることになる。障がいの状態像によっては、一人ひとりのこどもに対するオーダーメイドの対応が保育現場に求められる。障がい等の「困っている子」そしてその保護者・支援する園への更なる支援は急務だと考える。

発達障害の一種 ASD (自閉症スペクトラム)、アスペルガー症候群、広汎性発達障害の特性は、「コミュニケーション」「行動」「感覚」の特異性があげられる。ADHD (注意欠如多動性障害) は、特性として「不注意」と「多動性/衝動性」の特異性があげられ、前述した ASD とは違う内容である。更に盲聾関係がいるとその対応は大変複雑になる。

外国籍等のこどもも 11 人に 1 人程度と言われている。こども園等では生活が出来ても、言語理解という面などから小学校でいわゆる LD と呼ばれる学習障害のこどもも増えている。保育とは直接関係ないが、令和 3 年度では小学校 1 年生の不登校は 4,500 人となっている。5 歳児と小学 1 年生を繋いだアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの統合、つまりは架け橋プログラムが全国各地で作成され始めている。幼児期と小学校の教育という接続と共に、小学 1 年の壁はもはや不登校という観点からも考えなくてはならないのである。実際には保育制度を考えると問題はもう少し深い処にある。

保育の制度は戦後出生数 260 万人が 3 年続いた時代の仕組みと根本的には変わっていない。保育士の配置基準の改善が 75 年ぶりに改善されることがこども家庭庁の施策 (次元の異なる政策) の一つになっているが、本当の問題は何であるのかは多くの保育関係者は知っている。つまりは戦後 75 年経った今も、基準と実態の乖離を見直さずに続けてきた仕組みだからである。新しくすることが全て良いと言っているのではないが、昨年生じた不適切な保育の事例を踏まえても、保育士の態度、言葉かけなどの関わり方に加えて、職場環境と保育士等自身のウェルビーイングという視点も入れた新しい時代の保育についてのグランドデザインを示すときに来ていると考える。

時代は令和になった。21 世紀も 20 年も過ぎ四半世紀になろうとしている。スマート保育や STAEM 教育など、保育も量だけではなく質にきちんと対応すべきところに来ている。さらに言うと困った子、保護者支援、地域支援などの多くの支援も多岐に渡っている。一部不適切な保育で問題視はされているが、日本の行われている保育の質は高いと言われている。しかし保育士資格はこども家庭庁の国家資格の中で唯一保育士を取得する学校を卒業するだけでとれる資格である (試験によってとれるようになっている)。資格の問題だけではなく、質を上げるためには短大 2 年生だけではなく 4 年生にすべきと長年提案しているが、一向に進まない。例え短大を終えた後の本当のキャリアを積み重ねる仕組みもない。短大 2 年後に子育て支援や障がいの関係などをきちんと勉強する仕組みがあっても良いと思うが、如何せんこちらに進まない。保育者のほとんどは、短大を出てほぼ幼稚園教諭と保育士の両免を取得しても、働き場所で呼び名が変わってしまうという問題もある。最後に示すが多様な保育施設が存在する中、保育教諭と言う名称は宙に浮いて一般的ではない。更に保育内容を束ねている指針や要領は基本的にはその内容は統一化されているが、相変わらず 3 施設毎という世界的に珍しい状態だ。指針

や要領においてそれぞれ言葉の意味や使い方が違うのもなかなか難しい。又満3歳児問題もある。

何よりも問題なのは働き手と開園時間の齟齬だ。

待機児童解消策を重点項目として行ってきた従来までの施策は、「就労支援」という方向に大きく針を向けていた。ゆえに、月曜日から土曜日まで66時間は最低でもカバーできるように仕組みられており、1時間延長を加味すると、72時間は担保できる仕組みとなっている。なんと、1日24時間の内の半分である。

今回のコロナの問題で、企業も、女性の労働力がいかに大切かということを改めて認識したものと思う。さらに、オンラインの普及により、より一層の働き方改革が進むものと思う。また、育児休業の普及や休業明けの短時間勤務の取得が進んでいる。そういった状況下で、保育士等は週40時間労働で前述したように園の開園時間は週最低66時間である。働き手の保育者よりも0歳児の方が断然長く園にいる。私が言いたいのは、これまでも戦後からの仕組みの中で少しでも良いものを作ろうとしてきたのは確かだ。平成6年のエンゼルプランから始まって、たくさんの施策を進めてきた。近年では消費税を使用しての幼児教育・保育の無償化などの素晴らしい施策も行われてきた。

戦後の市町村の行政処分である措置制度による措置費から始まり、平成9年改正による利用者（保護者）が市町村に申し込む公法上の契約に基づく運営費、更には平成27年の保育認定による公定価格と変遷があったが、個別経費の積み上げ方式の検証も含めて時代に相応しい経費算入と価格設定の見直しは必要だ。

これまでの保育制度の仕組みは乳幼児期のこどもが、園に毎年同程度の人数が入ることを前提とした仕組みだ。人口減少、特に少子化は更に進み、地域格差は大きくなる。つまりは、人口減が進む中での社会インフラとしての保育施設や保育の在り方などは全く考えられていない。

今回のこども家庭庁構想の最初の要因は出生数の激減であったはずであり、何よりも地域の子育て力の低下にあったはずだ。更に多様性を前提とした新たな働き方や生き方、多様な背景の人々が学ぶ教育や保育環境の整備、などの中に保育は何一つして提言されていない。つまりはこどもの数を基礎とした価格設定のみでは運営は到底おぼつかないし、正に制度疲労を起こしていると考えても良い。

新グランドデザインを創設するにあたり次の5点において提言をしたい。
(下線部は新たな提言と考えて良いだろう)

1. こども自身の事をまん中において、保護者の実情を考えた保育制度の在り方を創生する（配置基準の改善も含む）

前述した虐待等の問題は深刻だ。国の「こども未来戦略会議」では全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～でこう書かれている。0-2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位と保育士の仕事（専門性）を評価した職能的経費の創設等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。

この仕組みを単に一時保育の拡充と考えるのは適当ではない。現在の1号から3号認定と考えるのであれば正しく4号認定を創設し、実施する園においては0歳児から就労に関わらず乳幼児期の施設に定期的に入園する方式であり、重要な考え方としては生まれた時からの支援を教育の観点からも導入すべきと考える。そこに至るにあたり、きちんとした給付制度を構築すべきであろう。

次に包摂社会を目指している現在、小学校以降のインクルーシブ教育を考えてみても、その前段階の非認知能力が醸成される最重要時期である保育の現場において真のインクルーシブ保育を実践充実していくべきであろう。頭で理解する前段階、小さい時からの体験を通して、「違いを超える」「違いを認める」経験への配慮が必要だろう。それらを前提とした複数担任制の導入などの保育士等の配置は必要である。乳幼児期の障がい児は一般財源であるという非常に難しい問題がある。前述したように園に入れない障がいのこどもが現にいる。これらをどう打破してこの最も大切な時期を手厚く支援するのか国及び都道府県、自治体も再度考える必要があると考えている。最低でも例えば現行の療育加算を児童発達支援事業との接続をすることにより、更なる支援も考えられよう。

更に5歳児における小学校の接続を鑑みた配置の改善も必要であろう。もちろん全ての職員も幼稚園教諭、保育士資格だけというのではなく、多様な職種が保育者として働ける環境も必要であろう（今更ながらだが、保育所における施設長・主任の配置は必須にすべきであろう）。

現行でもこれだけ評価を求めてられ保育教諭と位置付けられているのであれば、せめて小学校の教諭の9割程度の給与にするという処遇改善をすべきである。

戦後の措置時代の基準ベースを改善し、全てのこどものウェルビーイングと教育の実現を考えれば、最低基準という考えもはや止め、前述の小学校教員並みの人件費ベースを加えた適正基準を基にした公定価格の積み上げを考えるのが現代のこども施策の

基礎ではなかろうかと考える。

配置改善については4.5歳児現行園児30対保育士等1から25対1、また1歳児は現行6対1から5対1がこども家庭庁にて提言されている。これらは現行の3歳児15対1加算と同様から始まると思うが、本来であれば75年ぶり法律改正をし、その上で猶予期間を設けたりして加算や減算にすべきだろう（あくまでも私的な意見であるが、0歳児2対1、1歳児4対1、2歳児6対1、3歳児12対1、4・5歳児15対1と考えている）。

前述の障がい児への対応・3歳以上の午睡の問題などを加味して考えることも付記しておく。尚、コロナウイルス感染症において、厳しくなった病児等の保育については拡大し、ある程度手厚くするとともに家庭への支援をどうするかも今後の大きな課題であろう。また当然ながらネウボウなどの家庭・地域を巻き込んだ子育て支援についても一考すべきであろう。

2. 保育者の適正な就労時間により保育の質向上が図られる仕組みであること (66時間制度や土曜日保育の解消)

保育士不足が生じている現在の問題は処遇と働き方である。働き手の中心は対価の金額と共に働き方が重視されてきている。保育者も世の中の働き方に即した仕組みにすべきである。最初の段階として、私は基本的に現行の公定価格の水準で園開園時間55時間の保育士労働を週5日制度にすべきである。（土日休みの週休2日制）結論としてこどもの保育の基本時間を5日間にする。現行の土曜日を休日保育も含めどうするか議論は十分にすることとする。過酷なイメージが積みまとうことによる保育士不足問題を考えると、保育そのものにある程度余裕がなければ、保育がギスギスしてしまう。不適切な保育の余波によって定数改善が行われそうだが、ノンコンタクトタイムやキャリアアップなどの研修、そしてこどもの午睡問題も鑑みながら働く人を支えるための働き手（保育者）に対しての処遇改善を金額的にもまた時間的にも考えるべきではなかろうかと思う。

尚、今回の「こども未来戦略方針」においても働き方改革は、長時間労働の是正が掲げられ、延長保育等の保育ニーズの減少も書かれている。これらに対しても保育者自身の子育てについても一考願えれば幸いだ。

3. 人口減少に適した仕組み/公定価格や加算にも導入すべき、また一部定員定額制度導入（現に過疎地対策は早急にすべき必須事項）

私が令和3年に調査した全国から抽出した8県10万人以下の市の人口減少を2010年から2020年で比較すると全体の人口はでは約10%の減に対して、出生数は約25%減である。一方、それらに比してこの10年間でも待機児童対策として園や小規模保育等で乳幼児期施設は増加しているという反対の現象が起こっている。2030年以降を考えた時に出生数は更に25%近くに減少し、2010年から考えると、出生数は50%つまりは半減以下になる地域が多くなる。簡単に言うと、一部の地域ではこどもは半減し、定員割れと共に施設余りが現実化してくるのである。現行のままの制度では、一般財源の公立ばかりか社会福祉法人でも統廃合や園廃止、また民間委託してきたものを逆に過疎地では公立に返還するという事も考えられる。現行の仕組み30人定員で入園数が30人を切れば66時間開園は相当難しい。自治体による補助も必要ではあるが、定員を30人以下の場合であれば66時間を回す保育者数の人件費確保等を基準にした公定価格の創設が必要である。一部定員定額制度導入の検討が必要だ（しかしこのこともその地域に30人の施設が2つに必要あるとすれば、60人になって統合すべきか2つに存続させるかという根本的な問題がある）。

個人的には大転換を考えるのであれば、例えば現行の国の地域区分と加算率は、東京都とその他の地域をひっくり返すくらいことは強く提言したい。尚、今回の「こども未来戦略方針」においては「出生率の比較的高い地方から東京圏への女性の流出が続いている現状を踏まえ、全国の中小企業を含めて、女性が活躍できる環境整備を強力に進めていくという視点が重要である。」とされている。これこそが地域区分の撤廃、逆転、平準を指していると言って過言ではない。

もちろん過疎地加算を充実させるというのが、当面の公定価格における対応だと思うが、少子化が進むのは当然であるので前述の定員定額制も含めて相当の違う観点での検討がされなければならない。

尚、人口減少の一つの対策として多機能化が取りざたされている。多機能化は面白い取り組みだが、単純に改修費支援という一過性のものではなく、継続的に加算（支援する仕組み）が必要でないだろうか。例えば園内の空き教室を使った児童発達支援事業を行うと通常の送迎加算とかそれまでの事業所がとれる加算がとれなくなる。空き教室を使う事による何らかの加算を創設していかなければ、現実には単純に赤字を膨らませることになり、元々の意義がなされなくなってしまう。こどもや保護者にとって過疎化が最善の利益を阻むことのない様に公定価格の在り方や自治体の関りを望みたいものである（ちなみに例えば、除雪費は幾ら雪が降っても隣の町に除雪費が出て、自分の街に出ないような不整合は明日にでも改善して欲しいものである）。

4. 指針・要領の1本化は当然である（令和8年度告示必須項目事項）

強く望みたい一つが指針・要領の1本化つまり真のナショナルカリキュラムの創設である。

個人的には幼保連携型認定こども園が出来、前回の平成30年時において統合して良いと思ったが、施設ごとの完全3本化となったのである。はっきり言いたい。今後3本化の意味は本当にあるのだろうか。

今後こども基本法の下に制定されるこども大綱や昨年度の（仮）就学前のこども指針が令和5年度中に制定される。その後、令和8年に向けて指針・要領等論議が始まると思うが、議論の焦点はこの一本化である。3点一本化の理由を提示したい。

1点目は（仮）就学前のこども指針が出来たとしても、日本において教育を含んだ乳幼児期施設のナショナルカリキュラムが必要であること。現行ではあくまでも各学校種・施設種のものであって乳幼児期の園児のカリキュラムにはなっていない。難しいのは、0-2歳児の部分と子育て支援とは思いますが、例え幼稚園であっても、これらは今後是非とも必要な内容である。このことは現状の社会状況を考えても当然である。

今回のこども家庭庁の創設時の仕事の分担を考えると文部科学省の幼児教育課が中心となり、日本初のナショナルカリキュラム作成をすべきであろう。そしてそれらは学校種・施設種に関わらず全てに対象として行うべきものであると考える。その下に現行の指針・要領等及び解説書等を各施設の解説書としておくというのはどうだろうか。内容については、こども基本法などの人権、こどもの意見を聞くという上位にあるもの（上位法というのは正しくないかもしれない）と同時に現在の指針・要領等を引き継ぐ部分、環境を通すこと、3つの資質能力、0歳児からの5領域、幼児期の終わりまで育てて欲しい姿、カリキュラムマネジメント、主体的で、対話的で、深い学び（アクティブ・ラーニング）など今後も幼少期から養護を前提とした体験を重視した保育活動を展開するという一方、デジタル空間もこのこどもたちが取り巻く世界に入れていくことも今後大きなことだと考える。

これからICT教育を含めて、こどもたちが出会う他者というのはリアル空間だけにとどまらないということも考える必要が出てくると思われる。今自民党で医療DX 令和ビジョン2030の実現に向けて話しあわれているが、保育DXの時代もそう遠くは無いと考える。今後必要なアイテムとして保育にどう導入していくかは実は私とても楽しみにしている一人である。

2点目は保育所における3歳以上児（今回は満3歳児問題は）の幼稚園やこども園にある教育課程など保育所等に対応をどうすべきかは工夫が必要だ。必要だが、現行の保育所保育指針をどう解釈して小学校の教育課程とどう整合性を図るかをいよいよ考える時がきている。例えば現行の保育所保育指針の3歳以上児については、下記を考えて

いくのかということと齟齬を解消したい。

保育所保育指針の第2章3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容の特に(3)イ 保育の実施に関わる配慮事項の読み方、及び4 保育の実施に関して留意すべき事項(2)を幼稚園等と整理整合していく必要がある。実際には園には入っていない子が5歳児にも一定いて架け橋プログラムとの兼ね合いがあるのでむしろ保育所等の方が対応としては容易だと思う。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

イ 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については、保護者の就業状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定すること。

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

3点目はこれら一本化されたナショナルカリキュラムについては、児童発達支援事業所等においてもその対象にしたらどうだろうか(ガイドラインはこの下に置く)。これらの内容を読んでもらう事を必須にすべきである。理由は簡単で定型のこどもの発達を共有すること、そして保育施設の姿をそこから読み取っていただきたい。前述したように保育所等と児童発達支援事業所等は似て非なるもので遠い存在にある。本来、サービス提供者である2つの施設(事業所)を1つとして考えるのが真のインクルーシブである。

私は自身の園で新入園児の保護者に対して教育・保育要領を4月の時点で配布している。こども基本法や(仮)就学前のこども指針などが全てのこどもに読んでもらうのと同様に一本化された要領・指針を通してこども理解とともに良き相互関係の架け橋になればと思うのである。

5. 様々な施設の統廃合について模索する。

私自身もはや種類も内容も理解不能だ。いつかは例えば、名称には問題が残るが(仮)こども園Ⅰは現行保育所で1-4号まで入所可能だとか、整理すべきところは整理すると何らかの整理が必要な時が来ていると考えられる。施設の種類の統廃合を図る

保育施設は認可施設と認可外施設に分かれている。その経営母体も国公立から学校法人、社会福祉法人、株式会社(運営母体は多岐に渡る)、NPO法人と多種多様である。

保育施設の種類は現在全8種類と考えられている。1 認可保育園、2 幼稚園(預かり保育あり)、3 認定こども園(幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型)、4 地域型保育園(家庭的、小規模、事業所内、居宅訪問型)、5 託児所、6 企業型保育園、7 院内保育所、8 その他にも保育サービスを提供する施設としてベビーシッターやファミリーサポートセンターなどもある。

8種類と言っても、認定こども園にも4種類あり、0~2歳を担当している地域型も4種類ある。実際には小規模は過疎地対策の一貫として5歳児までも対応させる仕組みが増える。児童館、児童養護施設や母子生活支援施設、知的障害施設多様なサービスを提供するさまざまな保育施設がある。多様な働き方や選択という点では、20種類近くの施設と様々な運営形態となるが、果たしてそれで良いのだろうか。私自身はもはや説明できないところに来ている。

まとめ

2023年現時点で書いておくべきことは、一応羅列したが、これらを乳幼児期の施設に関係の財政負担論議についても含めて整理しなくてはならないだろう。全ての項目を積み上げて出来るものではないが、戦後75年の壁を取り払いながら21世紀後半の乳幼児期の制度施策を「こどもをまん中」にして、少子である社会の中でたくさんの課題を取り残さないように制度構築を考えていきたい。

こども家庭庁が出来、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針が検討されている今こそ、新しい乳幼児教育施設の保育のグランドデザインをきちんと示すべきと考えている。最後に5年後には現行の文科省に残った幼児教育部分は、こども家庭庁に統合し、いずれの時期にはこども省が単独で更に強力で活躍できる日を強く信じたい。